中華人民共和国税関企業分類管理弁法

2011年1月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ) 北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和国税関企業分類管理弁法

第一章 総 則

- 第一条 企業が法律を遵守し自律するように奨励し、税関の管理効率を向上し、輸出入貿易の安全と便宜を保障するために、「中華人民共和国税関法」及びその他の関連法律、行政法規の規定に基づき、本規定を制定する。
- 第二条 税関にて登録する輸出入貨物の受取人・荷送人、通関申告企業の分類管理 は、本規定を適用する。

その他の企業の分類管理は、税関総署が別途規定する。

- 第三条 税関は、企業が法律、行政法規、税関規章、廉潔公正に関する規定を遵守する状況と、経営管理状况及び税関の監視、統計記録等に基づき、AA、A、B、C、Dの5種類の管理類別を設置し、関係企業に対して評価、分類を行うとともに、企業の管理類別を公開する。
- 第四条 税関総署は遵法便宜の原則に基づき、異なる管理類別が適用される企業に対して、相応な差別化した管理措置を制定する。そのうち、AA類とA類企業には相応な通関申告便宜措置を適用し、B類企業には通常の管理措置を適用し、C類とD類企業には厳密な監視措置を適用する。

全国の税関は統一された企業分類基準、プロセス及び管理措置を実行する。

税関と企業は、常に情報のコミュニケーションと業務連絡を行って、協力を強化しなければならない。

第五条 税関総署は企業の分類管理業務に対して指導、監督を行い、直属税関は、 本税関管轄の企業に適用する管理類別の査定と調整に関わる責任を負う。

第二章 管理類別の設定

第一節 輸出入貨物の受取人・荷送人

- 第六条 AA類の輸出入貨物の受取人・荷送人は、以下の条件を同時に満たさなければならない。
 - (一) A類管理条件に合致し、A類管理を1年以上適用している。
 - (二) 前年度輸出入通関申告の誤差率が3%以下である。
- (三)税関の査察と検証を通過し、税関管理、企業経営管理と貿易安全の要求に合致 している。
- (四)毎年に「企業経営管理状況評価報告」と会計士事務所の発行した前年度の会計 監査報告書を提出し、毎半期に「輸出入業務状況表」を提出している。
- 第七条 A類の輸出入貨物の受取人・荷送人は、以下の条件を同時に満たさなければならない。
 - (一) B類管理を1年以上適用している。

- (二)連続1年間、密輸罪、密輸行為、税関監視規定の違反行為がない。
- (三)連続1年間、知的財産権侵害貨物の輸出入による税関の行政処罰を受けたことがない。
- (四)連続1年間、滞納している税金と罰金・没収金がない。
- (五) 前年度の輸出入総額がUSD50万以上である。
- (六) 前年度の輸出入通関申告誤差率が5%以下である。
- (七) 会計制度が完備されており、業務記録が真実を反映し、且つ整備されている。
- (八) 自発的に税関管理に協力し、タイムリーに各税関手続きを行い、税関に提出する伝票、証書が真実を反映しており、完全且つ有効である。
- (九) 毎年に「企業経営管理状況評価報告」を提出している。
- (十)規定に従って、「中華人民共和国税関輸出入貨物の受取人・荷送人通関申告登録証書」の取替手続き、及び関連変更手続きを行う。
- (十一)連続1年間、商務、人民銀行、工商、税務、品質検査、外国為替、監査等の 行政管理部門と機構に不良記録がない。
- **第八条** 輸出入貨物の受取人・荷送人が、以下の状況のいずれかに該当する場合、 C類管理が適用される。
- (一) 密輸行為がある場合
- (二)1年以内に税関監視規定の違反行為が3回以上発生し、且違反回数が前年度税関申告書及び出入管届出リスト総数の1‰を上回った場合、又は、1年以内に税関監視規定の違反による罰金の累計額がRMB100万以上になる場合
- (三)1年以内に、知的財産権侵害貨物の輸出入による税関の行政処罰を受けたことが2回ある場合
 - (四)滞納している税金と罰金・没収金がRMB50万以下である場合
- 第九条 輸出入貨物の受取人・荷送人が、以下の状況のいずれかに該当する場合、 D類管理が適用される。
- (一) 密輸罪がある場合
- (二)1年以内に、密輸行為が2回以上ある場合
- (三)1年以内に、知的財産権侵害貨物の輸出入による税関の行政処罰を受けたことが3回以上ある場合
 - (四) 滞納している税金と罰金・没収金がRMB50万を超えた場合
- 第十条 輸出入貨物の受取人・荷送人が、本規定の第八条と第九条に示す状況に該当せず、以下のいずれかの条件に合致する場合、B類管理が適用される。
- (一) 初回登録である場合
- (二) 初回の登録後、管理類別が調整されていない場合
- (三) AA類企業が、元の管理類別の適用条件に合致しないとともに、A類管理類別の適用条件にも合致しない場合
 - (四) A類企業が、元の管理類別の適用条件に合致しない場合
- **第十一条** 税関にて登録する加工企業は、輸出入貨物の受取人・荷送人によって、 分類管理を実施する。

第二節 通関申告企業

- 第十二条 AA類の通関申告企業は、以下の条件を同時に満たさなければならない。
- (一) A類管理条件に合致し、A類管理を1年以上適用している。
- (二)前年度の代理申告の輸出入通関申告書と出入管届出リストの総数が2万枚(中西部は5,000枚)以上である。
- (三) 前年度輸出入通関申告の誤差率は3%以下である。
- (四)税関の査察と検証を通過し、税関管理、企業経営管理と貿易安全の要求に合致 している。
- (五)毎年に「企業経営管理状況評価報告」と会計士事務所により作成された前年度 の会計監査報告書を提出し、毎半期に「通関代行業務状況表」を提出している。

第十三条 A類の通関申告企業は、以下の条件を同時に満たさなければならない。

- (一) B類管理を1年以上適用している。
- (二)企業及び所属通関申告作業者は、連続1年間、密輸罪、密輸行為、税関監視規定の違反行為がない。
- (三)連続1年間、代理申告の貨物が知的財産権の侵害により税関に没収されたことがない。或いは、没収された該当貨物の知的財産権の状況について合理的な審査義務を果たしている。
- (四)連続1年間、滞納している税金と罰金・没収金がない。
- (五)前年度の代理申告の輸出入通関申告書及び出入管届出リストの総数が3,00 0枚以上である。
- (六)前年度の代理申告の輸出入通関申告誤差率が5%以下である。
- (七) 法に基づき、帳簿と営業記録を作成し、受託した通関申告業務のすべての活動 を真実、正確、完全に記録する。
- (八) 毎年に「企業経営管理状況評価報告」を提出する。
- (九)規定に基づき、登録許可延長手続き、及び「中華人民共和国税関通関企業通関申告登録証書」の取替手続きと関連変更手続きを行う。
- (十)連続1年間、商務、人民銀行、工商、税務、品質検査、外国為替、監査等の行政管理部門と機構に不良記録がない。

第十四条 通関申告企業が、以下の状況のいずれかに該当する場合、C類管理が適用される。

- (一) 密輸行為がある場合
- (二)1年以内に税関監視規定の違反行為が3回以上発生し、又は、1年以内に税関監視規定の違反による罰金の累計額がRMB50万以上になる場合
- (三)1年以内に代理通関申告の貨物が知的財産権の侵害により税関に没収されたことが2回あり、かつ合理的な審査義務を果たしていない場合
- (四) 前年度の代理申告の輸出入通関申告誤差率が10%以上である場合
- (五)滞納している税金と罰金・没収金がRMB50万以下である場合
- (六)代理通関申告の貨物が密輸、税関監視規定違反の疑いがあり、税関が実施する 調査を拒否するか、又は調査に協力しない場合
- (七) 通関申告業務の従事が税関により一時的に停止された場合

第十五条 通関申告企業が、以下の状況のいずれかに該当する場合、D類管理が適用される。

- (一) 密輸罪がある場合
- (二) 1年以内に密輸行為が2回以上ある場合
- (三)1年以内に代理通関申告の貨物が知的財産権の侵害により税関に没収されたことが3回以上あり、かつ合理的な審査義務を果たしていない場合
- (四) 滞納している税金と罰金・没収金がRMB50万を超えた場合

第十六条 通関申告企業が、本規定の第十四条と第十五条に示す状況に該当せず、 かつ以下のいずれかの条件に合致する場合、B類管理が適用される。

- (一) 初回登録である場合
- (二) 初回の登録後、管理類別が調整されていない場合
- (三) A A 類企業が、元の管理類別の適用条件に合致しないとともに、A 類管理類別の適用条件にも合致しない場合
- (四) A類企業が、元の管理類別の適用条件に合致しない場合

第三章 管理類別の適用及び調整

第十七条 企業が、本規定の第六条第(一)項、又は第十二条第(一)項、第(二)項の規定に合致する場合、登録地税関を経由して直属税関へAA類管理適用の申請を提出することができ、且つ以下の資料を提出しなければならない。

- (一)「AA類管理適用申請書」
- (二)「企業経営管理状況評価報告」
- (三) 会計士事務所により作成された前年度の会計監査報告書

第十八条 企業が、本規定の第七条又は第十三条の規定に合致する場合、登録地税 関を経由して直属税関にA類管理適用の申請を提出することができ、且つ以下の資料 を提出しなければならない。

- (一)「A類管理適用申請書」
- (二)「企業経営管理状況評価報告」

第十九条 登録地税関は企業からAA類、A類管理適用申請を受付けた後、審査確認により、企業の提出した資料がそろっており、法定様式に合致すると判断した場合、その場で「企業分類管理申請受付決定書」を作成して発行し、直属税関に査定するよう提出する。

AA類の申請の場合、直属税関は審査を経て、検査が必要でないと判断した場合、受付日から1ヶ月以内に適用しない決定をしなければならない。直属税関は審査を経て、検査が必要であると判断した場合、審査結論を下した日から2ヶ月以内に適用するか否かの決定をしなければならない。

A類の申請の場合、直属税関は受付日から3ヶ月以内に適用するか否かの決定をしなければならない。

第二十条 AA類、A類管理の適用を申請する企業が以下の状況のいずれかに該当する場合、直属税関はその申請を却下するとともに、適用しない旨の決定を下す。

- (一) 申請する際に、本規定に定められた条件に合致しない場合
- (二)審査確認の期間に、本規定に定められた条件に合致しない場合
- (三)審査確認の期間に、密輸又は税関監視規定の違反、知的財産権侵害の疑いがある行為が発生し、税関に立案捜査され又は調査を受けている場合

第二十一条 税関が類別調整を決定した日から満1年間、C類企業に本規定の第八条又は第十四条に示す状況の再発生がない場合、企業の申請により、税関は当該企業をB類へ調整する。

税関が類別調整を決定した日から満1年間、D類企業に本規定の第九条又は第十五条に示す状況の再発生ない場合、企業の申請により、税関は当該企業をC類へ調整する。

B類、C類管理への調整を申請したC類、D類企業が、本規定の第二十条に示す状況に該当する場合、直属税関はその申請を却下するとともに、調整しない決定を下す。

第二十二条 C類、D類企業がB類、C類への調整を申請する場合、登録地税関を経由して直属税関へ「企業管理類別調整申請書」を提出しなければならない。登録地税関は審査確認により企業の提出した資料がそろっており、法定様式に合致すると判断した場合、その場で「企業分類管理申請受理決定書」を作成して発行し、直属税関に査定するよう提出する。

直属税関は、受付日から1ヶ月以内に調整する又は調整しないという決定をしなければならない。

- **第二十三条** 企業が以下の降格状況のいずれかに該当する場合、登録地の直属税関は見付けた日から1ヶ月以内に、本規定の第二章の規定により、その管理類別を調整する決定を下す。
- (一) AA類、A類企業が元の管理類別の適用条件に合致しない場合
- (二) B類企業がC類、D類管理類別の状況のいずれかに該当する場合
- (三) C類企業がD類管理類別の状況のいずれかに該当する場合
- 第二十四条 直属税関が企業管理類別を調整又は調整しないと決定する場合、企業登録地税関を経由して決定日から10営業日以内に関連決定を企業に通達する。

税関は、調整の決定日から、調整後の管理類別に基づき、企業に対して相応する管理措置を実施する。

企業が、税関の企業管理分類を調整する又は調整しないとの決定をする前に管理分類の調整申請を撤回した場合、税関は管理分類の調整審査を終了し、かつ管理分類の調整審査終了の決定を下す。

- 第二十五条 AA類又はA類企業に密輸の疑いがあって、立案捜査又は調査されている場合、税関は、その管理類別に相応する管理措置を一時的に停止し、その停止期間内には、B類企業の管理措置に応じて、管理を実施する。
- 第二十六条 名称又は税関登録番号のみ変更された企業には、その管理類別を継続に適用できるが、以下の状況のいずれかに該当する場合は、以下の方法で調整する。 (一)企業が存続・分割した場合、分割後の存続企業は、分割前の企業の主要権利義務又は債権債務関係を受け継ぐ分割企業として、分割前の企業の管理類別を適用し、

そのほかの分割企業は初回登録する企業と見なされる。

- (二) 企業が解散・分割した場合、分割企業は初回登録企業と見なされる。
- (三)企業が吸収・合併した場合、合併企業は合併後の存続企業の管理類別を適用する。
- (四)企業が新設・合併した場合、合併企業は初回登録企業と見なされる。

第四章 管理措置の実施

第二十七条 通関申告企業が輸出入貨物の受取人・荷送人の代理人として通関申告業務を行う場合、税関は通関申告企業と輸出入貨物の受取人・荷送人のそれぞれが適用する管理類別に従って、相応する管理措置を実施する。

企業の管理類別の違いが原因で、実施すべき管理措置に抵触が発生した場合、税関は、以下のように管理を実施する。

- (一) 通関申告企業又は輸出入貨物の受取人・荷送人がC類又はD類である場合、より低い方の管理類別に基づき、相応する管理措置を実施する。
- (二)通関申告企業と輸出入貨物の受取人・荷送人がともにB類以上の管理類別である場合、通関申告企業の管理類別に基づき、相応する管理措置を実施する。
- 第二十八条 加工貿易経営企業と加工受託の生産企業との管理類別が一致しない場合、税関は当該加工貿易業務に対して、より低い方の管理類別に基づき、相応する管理措置を実施する。

第五章 付 則

第二十九条 企業分類管理の判定記録となる密輸罪について、その判定時間の認定 は人民法院の刑事判決書の効力が発生する時間に準ずる。

企業分類管理の判定記録となる密輸行為、税関監視規定の違反行為、知的財産権侵害貨物の輸出入行為について、その判定時間の認定は税関行政処分決定書の効力が発生する時間に準ずる。

第三十条 警告及び罰金がRMB3万以下である税関監視規定の違反行為は、企業分類管理評定記録としない。

第三十一条 本規定に列記される用語は下記の通り定義する。

「その他の企業」とは、税関にて登録する輸出入貨物の受取人・荷送人、通関申告 企業の以外に、税関総署に定められた輸出入に直接関係する業務に従事する企業を指 す。

「中西部」とは、東部地域以外のその他の地域を指す。東部地域は、北京市、天津市、上海市、遼寧省、河北省、山東省、江蘇省、浙江省、福建省、広東省を含む。

「滞納している税金」とは、税金納付期限満了日から3ヶ月を超えても、依然として納付していない輸出入貨物、物品の輸出入関税と輸出入段階における税関代理徴収税金との和であり、税関により税関監視規定違反と認定されて、処分以外に、納付すべき税金を含む。

「滞納している罰金・没収金」とは、税関行政処分决定に定められる納付期限満了 日から3ヶ月を超えても、依然として納付していない税関罰金、没収された違法所得、 及び密輸貨物、物品の等価代金の追徴を指す。

「輸出入総額」は、税関貿易統計と単項統計データを含み、税関の統計に準じ、関係データは税関企業分類管理にしか使われない。

「通関申告誤差率」とは、前年度の企業内の全通関申告担当者が当該企業を通関申告者として申告し減点された総回数を当該年度、企業を通関申告者として申告した通関申告書及び出入管届出リストの総数で除したパーセントを指す。

「1年」とは、連続の12ヶ月を指す。

「年度」とは、1つの西暦年度を指す。

「1年以内」とは、企業管理分類が上級へ調整される場合、「企業分類管理申請受理決定書」発行日から12ヶ月を逆算して計算する。企業管理分類が下級へ調整される場合、最も近い行政処罰決定がなされた日から12ヶ月を逆算して計算する。

「以上」、「以下」とは、その基準をも含む。

第三十二条 本規定は税関総署がその解釈に責任を負う。

第三十三条 本規定は2011年1月1日より施行する。2008年1月30日税 関総署令第170号で公布した「中華人民共和国税関企業分類管理弁法」は、これに 伴い廃止される。